

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しの公告

令和7年2月7日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
三菱地所株式会社
2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
新東京ビル プリペイドカード
3. 払戻しの申出期間
令和7年2月10日（月）9時00分から令和7年5月30日（金）18時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法

新東京ビル B2F 駐車場管理室に払戻しの対象プリペイドをご持参ください。
受付時間 平日9時00分～18時00分

○払戻しの方法

先着順全額払とし、新東京ビル B2F 駐車場管理室にご持参いただいた払戻し対象のプリペイドカードの残高を確認の上、その場で現金交付

○払戻しに関する問い合わせ先

新東京ビル駐車場
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
03-3212-4721 平日9時00分～18時00分

三菱地所株式会社
令和7年2月10日（公告日）